

## 成年年齢の引下げについて

### 1 専門高校の現状の概要

#### (1) 生徒数

職業教育： 農業、工業、商業、水産、家庭、看護、情報、福祉など職業に関する教育を行う専門高校  
専門高校の生徒数は、約69万人であり、高等学校の生徒数全体の20.2%。(平成19年5月現在)

専門高校は、有為な職業人を多数育成するとともに、望ましい勤労観・職業観の育成や豊かな感性や創造性を養う総合的な人間教育の場としても大きな役割を果たしている。

#### 高等学校学科別生徒数 (平成19年5月)

高校生徒数は3,400,000人

普通科	(2,460,000人)	72.3%	総合学科	(154,000人)	4.5%
商業科	(235,000人)	6.9%	工業科	(279,000人)	8.2%
農業科	(90,000人)	2.7%			
昭和50年	普通科	63.0%	職業学科 (専門高校)	36.3%	
昭和60年	普通科	72.1%	職業学科 (専門高校)	27.1%	
平成7年	普通科	74.2%	職業学科 (専門高校)	23.8%	
平成17年	普通科	72.6%	職業学科 (専門高校)	20.8%	総合学科 3.8%

#### (2) カリキュラム

##### 《専門高校》

- ・ 全体の3分の1の専門科目、全体の3分の2の普通科目  
専門性の基礎基本の重視  
生徒の選択幅の拡大  
社会の変化や産業の動向への対応
- ・ 高校卒業後に就職 → 高校は学校教育の最終段階  
社会人として必要なマナーや基本的知識・技術を身につける → 完成教育
- ・ 資格取得を重視

##### 《普通高校》

- ・ 高校卒業後に進学 → 高校は学校教育の最終段階ではない
- ・ 大学・短大・専修学校等への進学準備 → 進学準備教育

#### (3) 専門高校の学校教育目標

基本的な生活規律の遵守

自律した社会人の育成=社会人として通用する資質を身に付けさせる

多様な生徒の存在

- ・ 最低限の授業規律の確保に汲々とする高校

- ・ 社会の指導者として必要なリーダーシップを身に付けさせる高校  
(共通点)

将来、わが国を背負う大切な人材である

#### (4) 進路

- ・ 就職

平成 2 年 3 月高校卒 就職率 35.0%

平成 17 年 3 月高校卒 就職率 18.5%

高卒で就職することは少数派

90 年代以降 専門高校でも就職離れが浸透

- ・ 進学

平成 17 年 3 月高校卒 大学等進学者数 587,000 人 進学率 51.2%

専修学校(専門課程)進学者数 193,000 人 進学率 16.8%

(平成 17 年 3 月

普通科高校卒 大学進学率 55.4% 専門学校等進学率 27.3% 就職率 8.7%

職業学科高校卒 大学進学率 19.4% 専門学校等進学率 26.0% 就職率 46.4%)

(5) キャリア教育： 出口指導だけでなく、「自己の個性や能力を生かす」キャリア教育  
職業的な技能を形成する高校の減少(商業科, 工業科等)

90 年代以降 進学率の上昇 → 少子化による大学全入時代

高卒就職率の低下, フリーター・ニート問題

→ 学校教育に対して職業意識を醸成させることが要請された

「望ましい職業観・勤労観および職業に関する知識や技能を身に付けさせるとともに、自己の個性を理解し、主体的に進路を選択する能力・態度を育てる教育」(キャリア教育)の推進

(平成 11 年 12 月 中央教育審議会答申「初等中等教育と高等教育との接続の改善について」より)

「児童生徒一人一人のキャリア発達を支援し、それぞれにふさわしいキャリアを形成していくために必要な意欲・態度や能力を育てる」キャリア教育の推進。

(平成 16 年 1 月「キャリア教育の推進に関する総合的調査研究協力者会議報告書」)

端的には、「児童生徒一人一人の勤労観、職業観を育てる教育」

#### (6) これまで

進学者と就職者の振り分け

70 年代半ばまで 普通科・専門学科

80 年代半ばまで 進学校・非進学校

80 年代半ば以降 普通科の非進学校 = 進路多様校(専門学校進学・就職離れ)

→ 進学準備教育と完成教育の両立

この結果

90 年代前半 バブル経済の崩壊 = 新規学卒者の就職状況の悪化

90 年代半ば 就職も進学もしない無業者の拡大が顕著になる

## 2 ヒアリング内容

### (1) 現時点で成人年齢を引き下げることについての意見

引き下げること賛成

(理由)

- ・ 若い世代の意志を政治に反映させるべきである。
- ・ 社会の構成員であると自覚を持たせる必要がある。
- ・ 法規範をしっかり教える必要がある。義務と権利を明確に教えるべきである。特に、義務をもっと教えるべきである。(何が罪になるかはっきり教えるべきである)
- ・ 商業高校には専門科目「経済活動と法」があり、民法・商法等を学習している。このような科目が必要である。

### (2) 現行制度を変える場合、成年年齢を単純に引き下げるのではなく、段階的付与等の採用の可否について

採用しないこと賛成

(理由)

- ・ 制度が複雑であると、理解が困難となり、自分自身の事であるという意識が希薄になる。
- ・ 論理立て、整合性を持って「成年」という概念を指導することが難しくなる。

### (3) 最近の高校生の物事の考え方や性格について、どう感じているか。最近の高校生と昔の高校生はどのような変化があるか

- ・ 社会の変化は確かに存在する。したがって、高校生が変化しているのは当然であると考え。しかし、この変化が社会の変化を上回っているかどうかは、お答えするには難しい問いである。
- ・ 少子化の結果、家庭内で大切にされていると言うことを感じる。
- ・ 物質的に豊かになった結果、余り物事に固執しなくなった感じを受ける。
- ・ 知的で、スマートになったと感じる。

### (4) 最近の高校3年生は「大人」と感じられるか。「大人」となるためには、どのようなことが必要か。

- ・ 現状では、あまり感じられない。
- ・ 自主自律的に行動することが多くなく、指示待ちの姿勢をとることが多い。
- ・ 無意識に、社会・家庭・学校で保護されているという意識がある。
- ・ 社会の一員であり、他者と協働しなければ生存できないと言うことを、実質的に理解されなければならない。しかしながら、現在の20歳以上が全て理解していると言うことではない。
- ・ 高校生活で特別活動・部活動を活用すべきである。部活動は正しい勤労観に直結する。特別活動は自立に直結する。

### (5) 民法の成人年齢を18歳に引き下げることについてどう考えるか。学校教育上の問題点や生活指導上の問題点があるか。

- ・ ほとんど無いと考える。
- ・ 学校には、校則があり、これを守ることを入学の条件にしている。
- ・ 大学生は、大学に在学中に成年となるが、ほとんどの人はこのことが大学教育に支障があるとは考えてはいない。

(6) 民法の成人年齢を 18 歳に引き下げると、18 歳の高校生でも親の同意なく結婚できるようになるが、どう考えるか。学校教育上の問題点や生活指導上の問題点があるか。

- ・ 上記と同じであり、支障がないと考える。それ以上に、男女で婚姻できる年齢が異なっていることに違和感ある。そのように考えている生徒は、多いと思われる。
- ・ 婚姻について指導すべきである。現在は、家庭科で指導するが、当事者であるとの意識はない。

(7) 民法の成人年齢を 18 歳に引き下げると、高校 3 年生のうち、成年とそうでないものが混在するが、何か問題はあるか。学校教育上の問題点や生活指導上の問題点があるか。

- ・ ほとんど問題はないと考える。現在も車両等の免許に関して取得できる時期が誕生日によって異なっているが、混乱や支障はない。
- ・ 混在よりも、いかに「成年」であることの意味を生徒に理解させるかが大切である。
- ・ 現状では、成年は 20 歳と言うことが定着している。これを変更するには、準備期間と周知のための継続的な指導が必要であり、日本社会での十分な理解が必要である。学校教育は社会のコンセンサスを教える場である。
- ・ 高校在学中に、真実味を持って、「成年」の概念を指導できるのは大きな利点である。現状では、高校卒業後、2～3年で成年になるので高校在学中の指導が効果的に機能していない点がある。

(8) 先進国の多くが成年年齢を 18 歳にしていることや、若年者にも早く社会参加を促す必要があることなどから、わが国の成年年齢も 18 歳にすべきという意見があるが、どのように考えるか。

- ・ ぜひ、必要であると考ええる。
- ・ 現在の高校 3 年生は、すばらしい可能性を秘めており、これからの日本を担う人材である。早期に社会参加を促すべきである。